

第三十回国会 衆議院 商工委員会 議録 第十七号

昭和三十四年二月十九日(木曜日)

午前十一時十八分開議

出席委員

委員長 長谷川四郎君

委員 長谷川四郎君

委員 小川 平二君

委員 中村 幸八君

委員 田中 武夫君

委員 新井 京太郎君

委員 鹿野 彦吉君

委員 木倉和一郎君

委員 中井 一夫君

委員 板川 正吉君

委員 大矢 省三君

委員 小林 正美君

委員 水谷長三郎君

出席政府委員

通商産業事務官 齋藤 正年君

(大臣官房長)

通商産業事務官 松尾泰一郎君

(通商局長)

通商産業事務官 小出 榮一君

(重工業局長)

通商産業事務官 福井 政男君

(鉱山局長)

委員外の出席者

警視庁長 中村 隆則君

(警察月保安局長)

大蔵事務官 木村 秀弘君

(主税局税関部長)

専門員 越田 清七君

二月十八日

特許法等の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五七号)(予)

商標法案(内閣提出第一五八号)(予)

商標法施行法案(内閣提出第一五九号)(予)

特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出第一六〇号)(予)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

特定物資輸入臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三二号)

○長谷川委員長 これより会第を開きます。

この際、参考人出頭要求に関する件

についてお諮りをいたします。プラン

ト類輸出促進臨時措置法案及び特定物

資輸入臨時措置法の一部を改正する法

律案の両案についてそれぞれ参考人よ

り意見を聴取することとし、参考人の

選定並びに御出席願う日時等に関しま

しては、委員長に御一任願いたいと思

いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長谷川委員長 御異議なしと認め、

そのように決定いたします。

○長谷川委員長 次に、ブランド類輸

出促進臨時措置法案、小売商業特別措

置法案、商業調整法案、特定物資輸入

臨時措置法の一部を改正する法律案、

確定工業合理化及び硫安輸出調整臨時

措置法の一部を改正する法律案、石油

資源開発株式会社法の一部を改正する

法律案及び繊維工業設備臨時措置法の

一部を改正する法律案、以上七法案を

一括して議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、順次これ

を許可いたします。鈴木一君。

○鈴木(一)委員 石油資源開発株式会

社法の一部を改正する法律案について

質問したいと思つております。

最初にお伺いしたいことは、政府が

この会社の債務を保証するということが

要点になっております。こういうふう

な法律案は今年度の国会が始まる前か

ら予定されておたのかどうか、ある

いは国会が始まってから急にこれを出

すことになったのか、その辺の事情を

伺いたいと思つております。

○福井政府委員 石油資源開発株式会

社の債務の保証につきましては、その株

式会社法にこういって債務保証の規定

を入れたということ、かねがね私

ども研究をいたしておたわけござ

いまして、実は昨年の予算時期にもこ

ういった問題を検討いたしておりまし

たけれども、なかなか法案に入れると

ころまで熟しませんで、以来ずっと

検討して参りまして、今回ようやく提

案を出す運びに相なった次第ございま

す。

○鈴木(一)委員 予算を提出するとき

において、債務保証の問題については

当然予算総則にうたつて、そうして法

律案を出して行くというのが順序だろ

うと思つております。予算総則には全然う

たつてないし、もう少しその間の事情

を詳しくお聞かせ願ひたい。

○福井政府委員 ただいまのお説につ

きましてはごもっともでございますし

て、私どもも、本来ですと、これは法

律案を出しますと同時に予算総則に限

度を入れていただくというのが普通の

場合でございますが、御承知のよう

に、石油の開発といふものは、なか

なか初めからはつきりと確定し得ない

要素を非常に持つておりますので、今

回の改正案につきましては、法律上一

心債務を保証し得るといふ根拠を作

ていただきまして、そういう開発地点

がはつきりいたしました場合に、その

金額等を計算いたしましたので、予算総

則に保証限度を入れていただく、かよう

な段取りにして参りたいというふうに

考えております。

○鈴木(一)委員 今の御答弁を聞いて

いますと、開発事業については計画的

な見通しが立たないというふうなこと

が原因のようでございますけれども、

しかし五カ年計画は実際今日も進行中

です。その五カ年計画の中におい

て、どれだけ会社自身の自己資金でや

るか、あるいはまたどれだけ足りない

分は他に依存するかということがはっ

きりするわけですから、今ごろ計画が

ないから予算総則にもあらかじめうた

うことができなかったというふうな

御答弁では筋が通らないと思つて

が……

○福井政府委員 お話のような点につ

きまして、私どももさように感ずる点

がないでもないと思つておられますが、た

だ、ただいま申し上げましたように、

具体的にこの開発地点をきめまして、

その開発計画がどういふふうになるか

というところは、しかも今年度の資金計

画まではつきりその地点について金額

が計算し得るといふことになりま

す。その下に油があるというところが出

まして、どの規模に一体地下に賦存

してあるか、その量を確定する必要が

ございますし、それからまた量が確定

いたしましたので、今度どういふ施設を

して採油するのが適当であるか、それ

はおるからどういふ施設をしたらい

か、あるいはまたその規模をどの程度

の規模にしていくかというふうなこと

を具体的にきめまして、生産数量なり

開発資金を計算いたしますのには、各

地点につきましてそれだけの要素を十

二分にはつきりいたさない金額は出

ないわけでございます。そういう段

階になりますれば、その金額をはじ

まして予算総則に計上する措置をとり

たい、かような考え方であります。

○鈴木(一)委員 ちょっと委員長、質

問を保留します。

○長谷川委員長 始関伊平君。

○始関委員 実は最初に予定いたして

おります質問は、政務次官に答えて

いただきましたと思つておりますので、順

序は少しおかしくなりまするが、それ

以外の問題から始めたいと思つて

います。

最初に、バナナの問題についてお尋ねをいたしますが、バナナの割当方式といたしまして、割当総ワクのうちの何パーセントかを、いわゆる人口割によって都道府県に割り当て、こういふような要望が一部からあったようでありまして、バナナの割当方式について、ただいまどういふふうになつておるかということ。それから、バナナに限りませんが、パイカンなども同じだと思ひますが、こういう種類のものにつぎましては、最終の需要者に割り当てるといふことは困難であつて、結局は輸入業務を行う者に割当をするということにならざるを得ないと思ひますが、この辺につきましても、一つ御説明をお願いいたします。

○松尾(委)政府委員 バナナその他の数品目の特定物資の実際の輸入の割当方式でございますが、今御意見の中にもありましたように、輸入業者、いわゆる輸入実務を行う者に割当をするという原則で参つておるのであります。ただ、バナナにつきましては、第二十六回の国会かと思ひますが、人口割比を加味した割当をするようにというふうな請願もございましたので、それが採択もされたということで、その趣旨を尊重しまして、輸入業者の中で、いわゆる加工実績を持つておる者、これがまあ輸入実務に一番近い段階にある者であります。それを対象といたしまして、いわゆる新輸入業者として加工業者を考へるという問題がございましたので、その加工業者に割当をする際に、これは加工業者というよりも新輸入業者に対する割当なん

度でありまして、その割当をいたします場合に、一部人口割の観念を入れて試

験的にやつてみたのであります。現実の問題といたしましては、なかなかうまく参りません。元来こういう人口割の観念というものは、国内流通上の問題かと思ひます。輸入外貨の割当の基準として考へますと、非常に難点も多いのであります。また人口割比の問題の場合には、ある特定の団体に一括割当をするということが、あのねらいであつたかと思ひますが、それが、こういうことも実際問題として弊害が非常に多うございまして、二回はかりそういふ人口割比の観念を入れてやつたことはございまして、現在のところは、やはり輸入実務にタッチする者を対象にして割当をするという方式の方がいいという確信を強めておるのであります。今後の外貨割当の方針といたしましては、そういう方法で参りたいというふうな考へておられます。

○始関委員 これも実はあとで何う予定にしておたのでございまして、この法律によりまして指定を受けましたいわゆる特定物資は、差益の徴収を受けるわけでございますが、この差益の算定につきましては、これはこの適用を業界方面からはできる限り少くしてもらいたいという要望があるのは当然でございますし、一方におきまして、会計検査院関係とかいろいろございまして、当局ではどの程度の差益を徴収するのが適当であるかという点についていろいろ御苦心があると思ひます。ございまして、これはまた後ほど申し上げますが、一体為替なり貿易なりの管理によりまして輸入が制限されておる事情のもとにおきましては、程度の違いはありまして、国内の需給

というものはある程度不均衡になるわけでございますから、そこでこの法律のねらつておりますような、いわゆる通常の利益をこえる超過利潤と申しますか、いわゆる差益でございまして、こういふものは、相当多くの商品について生ずる傾向にある、こう思ひます。ございまして、そのような点から申しますと、指定を受けました者だけが過酷な、あまりに厳密な差益の徴収を受けるということ、必ずしも適当ではないのではないかと、必ずしも適当ではないのでないかという気がいたすのであります。そのような観点からいえますと、たゞいま徴収されておるべきパイカンの三〇%その他は、いささか酷に失するのではないかと、またその後の市況の変化等が適用しない点があるのではないかと、この点についての所見を伺いたい。

それから、その問題に関連をいたしまして、業界ではこの差益率をなるべく少くしてもらいたいという希望があるのでございまして、一体どういふふうな条件を整へば、たとへば時計の三六%というふうなもの、パイカンの三〇%というふうなもの、これを下げることになるのか。またいわゆる特定物資として差益を徴収するわけでございますが、特定物資として考へ得る差益の最低の率というものは、一体どの程度なのか、そういう点について御説明を願ひます。

○松尾(委)政府委員 ただいまお尋ねの点は非常にむずかしい問題なのであります。御存じのように法律の第一条におきましては、「通常生ずる利益をこえて異常な利益を生ずると認められる物資」ということになっておりま

す。そこで、通常生ずる利益なり異常利益というものが、どの程度のものであるかという判定が、実際問題として非常にむずかしいのであります。またこれは商品によりまして、またその場合々々の外貨割当の量のいかんによりまして、ある期には比較的多くのマー

ちまして国内の市場相場、価格というもの下落の傾向にある場合には、それに追随をいたしまして差益率を加減するつもりで、現在まで運用いたしております。従ひまして、物によりましては上期では低いが下期では高いというものもございまして、総じて見ますれば漸減の方向に運用をして参つておるのではないかと思ひます。どういふ場合に、では差益率を下げるかというふうなお尋ねもございまして、今申し上げますように、大体におきましてバナナあるいはパイカンというふうな場合におきましては、協定その他の関係によりまして輸入量が急にふえ、国内相場も下落の傾向にある、従ひまして、差益算定をするときの想定市場価格というものが下るといふ場合には、従来の例にとらわれず差益率を下げて市況に合うようにいたしておるのであります。

それから次に差益率につきましても、これもなかなかいいにはつきりし御説明しにくいのであります。まず差益率が一〇%ないし一五%というふうなことになるかと、果して特定物資として存置すべきやいなや、われわれとしてはあらためて検討したい。このように考へておられます。今何%になればやめるとかいうのは、きりした基準を定めてはおりません。○始関委員 政務次官がいよいよございまして、しようがございませんからさきに返りましてお尋ねいたします。私はまず特定物資臨時措置法による特定物資とは何か、また何であるべきかという点についてお尋ねをいたしたいと思ひます。ただいまのところこの法律でねらつておりますのは、先ほ

ど米お話に出ておりますようなペナ、パイカン、随時計その他二、三のものではありますが、この法律の適用を受けますと、輸入業者が利益の大部分というものをこそ政府に吸い上げられるということでございますから、これはその商品を扱う側からいへば、あまりありがたくない制度だと思っております。そして、先ほども申し上げましたのでありますが、外国商品の輸入が為替管理によって制限されておる。そういうことであります。これは程度の差はございますけれども、多かれ少かれ国内における需給が不均衡になる。例外的場合は別でございますが、原則として不均衡になる。そういうことでありますれば、輸入によって通常生ずる利益がどの程度かというとはむずかしい問題でございます。ところが、この法律でねらっておるような通常生ずる利益を若干越えた利益が生ずるといふことは、これはきわめて一般的な傾向であるということに認めざるを得ないと思っております。さてそこで、そういったようなものの中で、最も顕著なものを二、三あげてみますと、これは中川さんがきょうお見えになっておられますが、中川政務次官がこの委員会の席上でも言明されたのでありますけれども、外国の自動車、これは輸入を認めると、そのために値段が倍になる。非常な差があるわけでありまして、それから韓ノリの輸入、これなども非常にやましい問題である重要な理由の一半は、やはりこの輸入差益というものが非常に大きいというところに私は起因すると思っております。しかもこの法律を讀んでみますと、今申し上げました自動車

なり、あるいは韓ノリというものを、この法律の適用なきものとして除外すべき理由と申しますか、必然性というものは全く見当たらないように思うのですが、一体ペナナ、パイカン、あいつらのものを指定して、それと全く同じような経済的な条件のもとにあるものはどういふ理由なのか、将来これらのものを追加して入れるかどうか、その辺を一つ伺いたいのであります。

○松尾(泰)政府委員 先ほどもお答えいたしましたように、通常生ずる利益あるいは異常利益の判定が非常に困難なのでございますが、一応現在特定物資として掲げられておる物資につきましては、通常マージンというものは六％ないし一〇％というふうなつもりで、実はいたしておるのであります。そこで今御指摘のような自動車、ノリ等については、しからばどうだということはおおねかと思つて、自動車について申し上げますと、現在の輸入割当の方式において最終需要者であるタクシー業者、あるいは報道機関というふうなものに内示書を行つて、いわゆる割当方式がありまして、その最終需要者が内示をもらひ、それから発注書をもつた輸入業者に外貨の割当を行つておることでありまして、従いましうものは、これは至つて合理的なものでありまして、異常な利益を生じておりません。また御存じのように、最終需要者の輸入し要しましたところの自動車の販売につきましては、三年間これ

この輸入の仕方が、輸入してそれをだれでもほしい人に販売するというふうな方式でございませうれば、これはあるいは御指摘のように、かなり輸入業者の段階においてマージンが発生するかと思つて、輸入割当の方式が、今申しましたように最終需要者が割り当てると、最終需要者が割り当てると、業者が輸入を依頼するというところでありまして、その間合理的なもので動かしておることでありまして、この輸入業者の段階における異常マージンというものは、今のところ発生しておらぬのであります。その点を一つ御留意願いたしたいと思います。なおノリにつきましては、御指摘のような問題は、われわれも実は常々研究をいたしておるのであります。これも韓国からの輸入時期、輸入量、それと国内におきますノリの豊凶によりまして、非常に価格が上つたり下つたりいたしておるのであります。若干通常のものに比べれば、われわれも認めるものであります。これを今特定物資として指定をしようということになりますと、技術的にも非常にむずかしいといふふうな点もあつて、従来私どももいたしまして、その輸入が継続的に行われるといふことと、それから異常利益の発生も、若干の増減はありまして、大体経済的に捕捉できるということを一つの条件として考えております。もちろん、そのほか国際条約と申しますか、国際的な関係のある、たとえば自動車については、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスといふところが主でございますが、国際的な関係から申しまして

も、かりに先ほど申したような割当方式でなくて異常利益が若干ありました場合におきましても、そういう国際関係から見て、特定物資にはいたしかねるのじゃないかといふふうな考へるのではありません。さういふにいたしまして、判断をいたします場合には、単なる通常生ずる利益をこえた利益といふもののほかに、国際的な情勢その他も考へて、指定をするかしないかを判断いたさなければならぬ。現在のところ、指定されておる五品目以外に、直ちにこゝろいふ物資が適当であるといふような考へを持っていないわけでありまして、

○始関委員 これは先ほど申し上げましたように、指定を受ける側からいへば非常に不利なことでありますから、同じような条件のもとにある他の商品、業種があるとなれば、公平を期するといふ上からも指定すべきであると思つておるもので、それらの点は今後御研究を願ひたいと思つておる。この点に關連いたしまして、もう一つお尋ねしたいのであります。政府の提案理由の臨時措置法の期間延長の提案理由の説明によりますと、この法律は結局不要不急物資に適用するのだといふふうな書いてあるものであります。しかしながらこの法律の第一条の趣旨には、これは不要不急物資といふふうなことは全くないのであります。不要不急物資については外貨の割当が少いから、結局ここにいう大きい差益を生ずる場合が多いといふ意味においては了解いたしますけれども、この不要不急物資に限るのだといふ考へ方は、私は法律の精神から見て適當でないかろう、こゝろ思つておる。なお同時に不

要不急物資といふようなことを言われるのは、言われる側から見ても、あまり気持ちのいい話ではないのであります。ペナナにしてもパイカンにしても、不要物資だといふのは何人も納得しない。また不要である認定しながらその輸入を認めておるといふのもおかしいのであります。この点について当局の所見を伺ひたいと思つておる。

○松尾(泰)政府委員 確かに御指摘のようによりますれば、そういう不要不急物資といふような表現は全然用いてはならないわけでありまして、しかしながら現在の外貨割当の現状からかんがへまして、外貨の有効利用の観点から、必要物資、いわゆる原材料物資等につきましては、さほどの制限をいたしては、ないわけでありまして、他の物資につきましては、かなりの輸入の制限をいたしておることは事実であります。その結果として異常の利益が生ずる場合といふことでありますので、特定物資即不急不要物資といふのはこれは若干表現が正確でない、一言に言ひ現わすためにやや近い表現をかりたといふことなのであります。大ざっぱに考えますならば、不急不要物資といふものが特定物資になる可能性が多いのだといふことはいえるかとも思つておる。若干表現につきまして、率直に不急不要物資といふような表現をいたしたことは、いささか適切でないと思つておる。まあ俗に考へますれば、そういう原材料なり緊要物資以外のものであつても、不急不要物資といふ表現を使ひましたので、その点は一つ御了承願ひたいと思つておる。

第一類第九号 商工委員會議録第十七号 昭和三十四年二月十九日

ます。確かに不急不要物資そのものではないという事は言われる通りでございます。

○始関委員 次に私は、この法律にいう差益というものの性格のようなものについてお尋ねをいたしたいのであります。現在の差益率はパイカンが三〇%、腕時計三六%、バナナは一〇%前後、こういうことになっておるのであります。こういうような差益の徴収は、国内に同じような種類の産業がある場合と申しますと腕時計がございまして、それからパイカンにつきましては国内にはございせんけれども沖繩にこれがある。しかもこれは関税上並びに為替管理上全く無制限の扱いを受けておりますので、いわばこれは一応国内に準じて考えてよろしかろうかと思っております。そういつたようなものがあります。場合には、その国内産業についてちょうどこれは保護関税がそれだけ増徴されたような結果になり、反射的に非常な利益を受けると思っております。この差益徴収という制度は、国内産業の保護という事は、その目的には全くない、このように了解をいたすのでございまして、この点について所見をお伺いしたいと思います。

○松尾(泰)政府委員 この法律の第一条から見まして御指摘のように、直接には国内産業の保護を目的にいたしてないことはお説の通りであります。要するに輸入が制限されたために需給の不均衡が著しくなりましてその結果、通常生ずる利益をこえて異常な利益が生ずると認められる物資、こういうことになっておるのであります。しかしながら何ゆえに輸入が制限されるかということになりますと、これは貿易

易為替管理法にさかのぼって解釈をいたさなければならぬわけですが、この法律そのものからいいますと、国内産業の保護という観念は全然出ては参りませんが、輸入制限という角度から見れば、場合によりまして間接的に産業の保護的な色彩が出て参る場合もあり得るということは御了解を願いたいと思っております。

○始関委員 少くとも直接的には国内産業の保護を目的とするものではないということでございますが、そこで私は具体的に沖繩のパイカンの問題についてお尋ねをいたします。先ほど申し上げましたように関税並びに為替管理の建前から申しまして、これは国内産に準ずるものというふうに見て差しつかえないと思っておりますが、琉球の政府筋、それから琉球におけるパイカンの代表者の意見を直接私も聞いておるのであります。この差益金というものは保護関税と全く同じものである。自分たちはこういう制度があるので沖繩の新しい産業としてのパイカンを始めた、こういうふうに行き過ぎておるのでございまして、そこまで考へることは明白に沖繩における業者の行き過ぎであり、一つの誤解のようなものであると思っております。しかしながらそれはそれといたしまして、沖繩の特殊ないろいろな事情というものも考へてやらなければならぬと思っております。が、なお一方におきましては、沖繩のパイカンの保護のためにこの制度を継続してまいりたいというところのほかに、台湾産パイカンの輸入割当の削減、特に本年度百五十万ドル残っておること、ございまして、これは削減してもらいたいというふうな申しておるようでありま

す。この点は役所の方にも陳情が参つておると思っておりますが、沖繩のパイカンに対する当局の方針を伺いたいと思っております。

○松尾(泰)政府委員 ちょっとただいまのお尋ねに対してお答えいたします前に、先ほどの問題について補足させていただきますと、現在の貿易為替管理法におきましても、国内産業を保護するという趣旨は何らないわけでございますが、外貨の有効利用をはかるという事になっておりました。外貨の有効利用の手段として輸入為替を許可するところがあるわけでありまして、また台湾との通商協定の御要望もありまして、われわれと履行の関係もございまして、できるだけ両方の顔を立てると申しますか、両方の利益を保護するということも考へておったのであります。先般琉球政府代表のみならず業界代表もお見えになりましたので、日本側の関係省及び関係業界等で十分協議を尽しまして協議をいたしました結果、この辺ならば大体両方の利害を調整し得るのではないかとこの結論になりました。百五十万ドルの台湾の輸入割当をいたすことにいたしましたのであります。差益率も、従来の三六%を三〇%に引き下げたのであります。台湾政府から見ると、若干不満のようではありましたが、沖繩問題の特殊性もあり、台湾側も承してくれたというふうな状況であります。今後琉球パイカンの輸入は、先方におきまして生産の増に伴いまして、ますますふえて参るわけでございます。三十四年度におきましては、一億五十六万ケースというふうにいわれておるのであります。従いましてこれを日本で輸入し、消化することもわれわれは考えなければなりませんし、他方日台通商協定

は、本年三月で一応切れて、四月から新協定になるわけでありまして、実はこの三月から東京におきまして、通商交渉を開始する予定になっております。現在のところ琉球パイカンの価格が若干割高であります関係もありまして、どうしてもこれを消化いたすためには、台湾側に譲歩を願って、協定上はかなり削減をいたすほか方法がなからうかというふうな考へておるのであります。戦前におきましては、国内においては百万ケース以上のパイカンの消費があったわけでありまして、現在のところは価格の高い等の関係もありまして、四、五十万ケース程度の消費かと思っております。今後の一年間をいたしましては八十万ケース程度の消費を予想いたしております。要は価格を引き下げまして輸入を多くすることになるので、そのためには琉球側におきましても価格の引き下げに御努力をお願いしなければいけないわけでありまして、琉球の価格を基準にしようとするのであります。琉球の価格を基準にしようとするのであります。琉球の価格を基準にしようとするのであります。琉球の価格を基準にしようとするのであります。

それからだいたいお尋ねの琉球パイカンの問題であります。御指摘のように琉球という地域の特殊性にかんがみますれば、これは輸入の観点から申しますれば外貨を支払うわけでありまして、ドルを支払っておるわけでありまして、外国ではございまして、地域のまた民族的な感情から申しまして特別な配慮をいたしておるわけでありまして、それがために琉球からの輸入につきましては全部無税にいたしております。またあらゆる輸入につきまして自動承認制下において、ほと

は、本年三月で一応切れて、四月から新協定になるわけでありまして、実はこの三月から東京におきまして、通商交渉を開始する予定になっております。現在のところ琉球パイカンの価格が若干割高であります関係もありまして、どうしてもこれを消化いたすためには、台湾側に譲歩を願って、協定上はかなり削減をいたすほか方法がなからうかというふうな考へておるのであります。戦前におきましては、国内においては百万ケース以上のパイカンの消費があったわけでありまして、現在のところは価格の高い等の関係もありまして、四、五十万ケース程度の消費かと思っております。今後の一年間をいたしましては八十万ケース程度の消費を予想いたしております。要は価格を引き下げまして輸入を多くすることになるので、そのためには琉球側におきましても価格の引き下げに御努力をお願いしなければいけないわけでありまして、琉球の価格を基準にしようとするのであります。琉球の価格を基準にしようとするのであります。琉球の価格を基準にしようとするのであります。

○始関委員 もう一つ質問が残っておりますけれども、留保して、きようはこれでやめておきたいと思っております。○長谷川委員長 暫時休憩をいたします。午後零時十四分休憩
〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕